

令和7年度「いい歯の日」実施要領

1 趣 旨

全ての県民が生涯を通して健やかで豊かな生活を過ごすためには、歯の健康づくりが重要であることから、80歳で20本以上の歯を保つことを目標にした8020（ハチマル・ニイマル）運動の一環として、日本歯科医師会では11月8日を「いい歯の日」と設定しており、全国的に普及啓発活動が行われているところである。

そこで、県では、「いい歯の日」を契機に、広く県民が歯の健康づくりに対する関心を高め、日常生活の中で歯科疾患予防を自主的に実践するよう意識の高揚を図る。

2 実施主体

千葉県、市町村、関係団体等

3 実施方法

各種の行事・大会・広報啓発等を通じて、広く県民に対し歯科疾患予防などについて啓発を行い、県民の歯の健康づくりに対する意識の高揚及び実践活動を促進する。

※実施日は、11月8日に限らない。